

令和5年6月26日

債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領の一部改正について

本県の建設業行政について、平素から御協力をいただき、誠にありがとうございます。
県では、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度を利用する場合における債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領（平成14年10月28日青監第1100号）及び地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領（平成20年11月19日青監第726号）を一部改正したので、お知らせします。

記

1 改正の主な内容

- (1) 対象工事の金額要件の撤廃
- (2) 承諾書の送付方法の変更

2 施行期日

令和5年6月26日施行